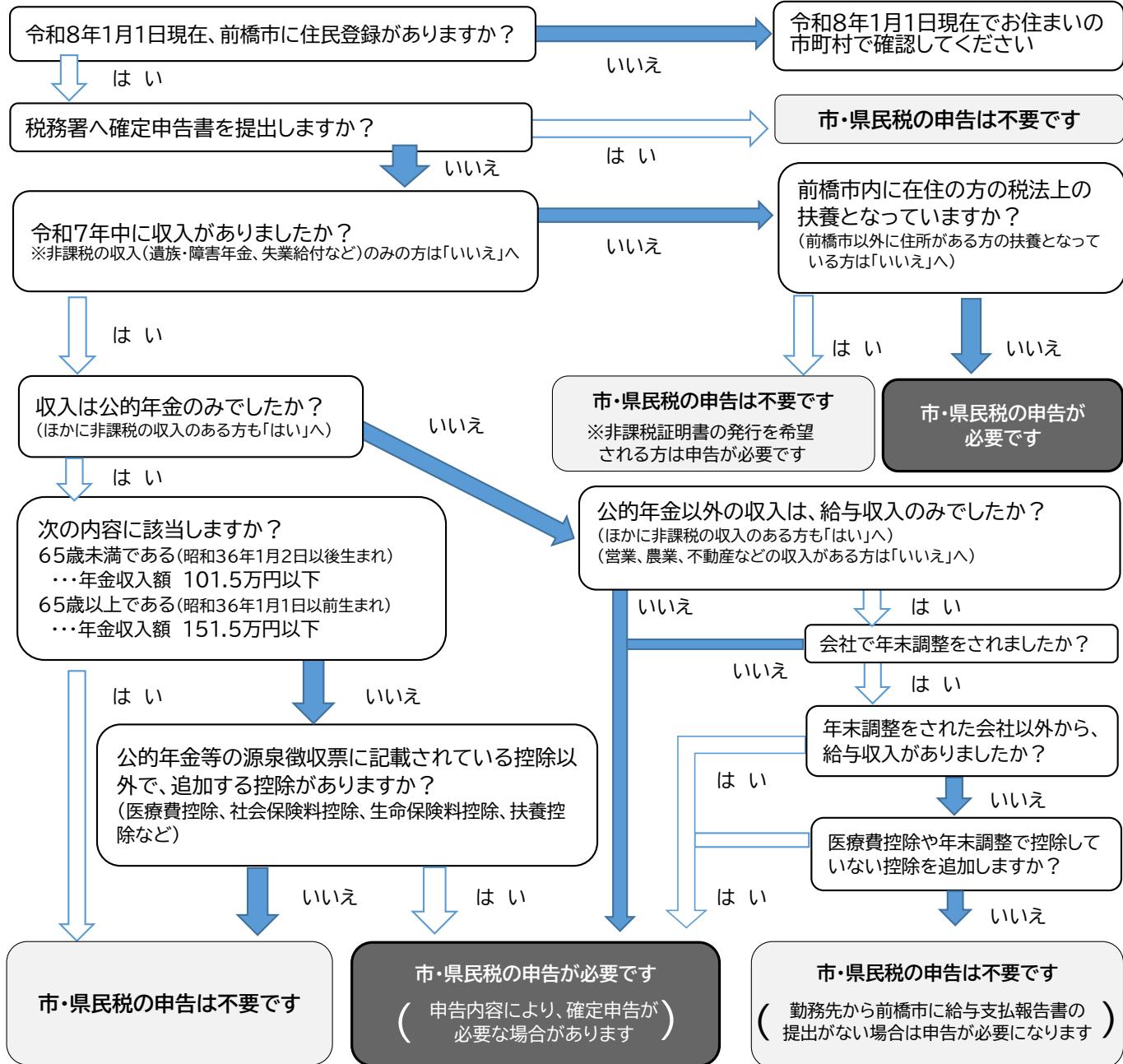


# 令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

今回申告していただく所得は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の所得です。この申告内容は、市民税・県民税及び国民健康保険税の賦課資料となるだけでなく、課税証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

申告が必要か確かめてみましょう！



## 申告の注意点

- 扶養親族（配偶者含む）がいる場合は、必ず全員分の氏名を記入してください。  
また、個人番号もご記入ください。
  - 添付書類に不備がある場合、控除が受けられることがあります。
  - 営業等・農業・不動産所得がある場合、申告書と併せて収支内訳書の提出をしてください。
  - 申告期間は令和8年2月16日から令和8年3月16日までです。期限を過ぎて  
提出した場合、市民税・県民税への反映が7月以降になることがあります。

## 各 項 目 の 書 き 方

## 令和8年度（令和7年分） 市民税・県民税 申告書

令和〇年度(令和7年分) 市民税・県民税 中告書						整理番号		
(宛先)前橋市長		現住所				業種又は職業		
		1月1日現在の住所		3Pへ			電話番号	
		フリガナ			個人番号			
提出年月日		氏名			代筆者			
年	月	日	生年 月日	朗・大・昭 平・令	世帯主の氏名	続柄	※収入がなかった人は 裏面「16」に記入して ください。	

※収入がなかった人は  
裏面「16」に記入し  
てください。

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除		社会保険の種類	支払った保険料	
(13) 社会保険料控除		<span style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">6Pへ</span>		
		合 計		
		新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
		円	円	
(15) 生命保険料控除		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
		円	円	
		介護医療保険料の計		
		円		
(16) 地震保険料控除		地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
		円	円	
(17) □ 勤労学生控除 寡婦控除、ひとり親控除、 勤労学生控除		(17) □ 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	(18) □ ひとり親控除 (学校名) <input type="checkbox"/> 控除	(19) □ 勤労学生控除
1 氏名		フリガナ	略書の	級度
(20) 障害者控除	個人番号			
2 氏名		フリガナ	略書の	級度
個人番号			程度	
配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者		姓 氏名	生年月日 配偶者の 合計所得金額	平・令 円
個人番号				<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除 対象配偶者を除く)

当該親族の生年月日が平成15.1.2～平成19.1.1の場合かつ、合計所得金額が58万円を超える場合は、「特親」欄に○をつけてください。

別欄の仕事場別箇号がある場合には、両面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

割引の扶養親族等がいる場合には、裏面[12]に氏名、箇印番号、住所及び国外居住者である場合はほかを記入してください			
(27) 難損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
(28) 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	医療費実質負担額
	円	円	円

個人番号		整理番号	
業種又は職業			
電話番号			
代筆者			※収入がなかった人は 裏面「16」に記入し てください。
続柄			
1 収入 金額等	事業	営業等	ア
	農業	イ	
	不動産	ウ	5Pへ
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	4Pへ
	雜業務	ク	
	その他	ケ	
	総合譲渡	コ	
2 所得 金額	短期	サ	
	長期	シ	5Pへ
	一時	シ	5Pへ
	事業	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	4Pへ
4 所得 から 差し引 かれる 金額	雜業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	5Pへ
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	
	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	6Pへ
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰	
勤労学生、障害者控除	勤労学生、障害者控除	⑲	
	配偶者(特別)控除	㉑	
	扶養控除	㉒	
	特定親族特別控除	㉓	8Pへ
	基礎控除	㉔	
	(㉑)から(㉕)までの計	㉕	6Pへ
	雜損控除	㉖	
	医療費控除	㉗	
	合計(㉘+㉙+㉚)	㉙	6Pへ

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

## 5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納稅方法

**給与から引き去り(特別徴収)**     **自分で納付(普通徴収)**

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記入してください。

6PA

## 氏名欄の記入（申告書表面 赤枠内）

現住所、令和8年1月1日現在の住所、フリガナ、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。なお、代筆者が記入する場合は、代筆者欄及び申告者との続柄を記入してください。

## 前年中に収入がなかった（非課税収入のみで生活していた）方へ (申告書裏面 16)

令和7年中に無収入だった方や非課税収入（遺族年金・障害年金など）のみで生活していた方は、「16 収入がなかった人の記入欄」（申告書裏面）の1又は2のうち該当する部分を記入し、申告してください。



前橋市内に在住の人の税法上の扶養となっている（前年中に収入がなかった）方が職場や学校などに「非課税証明書」の提出が必要な場合も申告が必要です。

### 〈記入例〉

16 収入がなかった人の記入欄	氏名 前橋 正一	続柄 父
1 次の人からの扶養・仕送りにて生活していた (申告者の住所と異なる場合は記入してください。)		
住所		
2 前年の生活状況について（該当する□に✓点を記入してください）		
□遺族年金・障害年金にて生活 □生活保護法による生活扶助にて生活 □雇用保険（失業保険）等の給付を受けていた □預貯金にて生活 □その他		

## 申告に必要な書類

申告時にご準備いただきたい書類等は次のとおりです。記載のない項目や詳細をお知りになりたい方は市ホームページをご確認いただくか、「お問い合わせ先」(14P)にご相談ください。

### ○身分証明書

- ・マイナンバーカード、運転免許証等

### ○収入に関する書類

- |                 |       |             |
|-----------------|-------|-------------|
| ・ 営業／農業／不動産収入   | ・ ・ ・ | 収支内訳書、支払調書等 |
| ・ 給与／公的年金等収入    | ・ ・ ・ | 源泉徴収票       |
| ・ 業務雑／その他雑／一時収入 | ・ ・ ・ | 支払調書等       |

### ○控除に関する書類

- |           |       |                   |
|-----------|-------|-------------------|
| ・ 医療費控除   | ・ ・ ・ | 医療費控除の明細書※、医療費通知等 |
| ・ 社会保険料控除 | ・ ・ ・ | 証明書、領収書           |
| ・ 生命保険料控除 | ・ ・ ・ | 保険会社等から発行される控除証明書 |
| ・ 寄附金控除   | ・ ・ ・ | 受領証、特別控除額の計算明細書   |
| ・ 障害者控除   | ・ ・ ・ | 障害者手帳             |

※領収書だけでは、医療費控除は適用されません。また、医療費控除の明細書は、市職員は代理で作成しませんのでご自身で作成してください。

## 給与所得

◆令和7年分（令和8年度）源泉徴収票が1枚の方

種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額
給 料 ・ 賞 与	5,042,420 円	3,592,000 円	1,293,815 円	104,400 円

「2 所得金額」⑥ 給与欄に記入

「1 収入金額等」力 給与欄に記入

◆令和7年分（令和8年度）源泉徴収票がない方

「申告書裏面 6 給与所得の内訳」欄に月収や合計額を記載

「1 収入金額等」力 給与欄 → 申告書裏面の合計額記入

「2 所得金額」⑥ 給与欄 → 9P 給与所得から計算

《申告書裏面 6 給与所得の内訳 書き方》

- 各月の月収、賞与等（支払があった場合）、合計、法人番号又は所在地、勤務先名、勤務先の電話番号を記入してください。
- 日給、勤務日数は分かる場合のみ記入してください。

### 【記入例】

#### 6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日 給	勤務 日数	月 収
1	円		
2	5,000	20	100,000
3	5,000	20	100,000
4	5,000	20	100,000
5	5,000	20	100,000
6	5,000	20	100,000
7	5,000	20	100,000
8	5,000	20	100,000
9	5,000	20	100,000
10	5,000	20	100,000
11	5,000	20	100,000
12	5,000	20	100,000
賞与等			円
合 計			1,100,000
法人番号又は 所在地			前橋市〇〇町1-2-3
勤務先名			× × 商店
電話番号			027-△△△-〇〇〇〇

◆源泉徴収票が複数ある方

「1 所得金額」力 給与欄 → 各源泉徴収票の支払金額の合計額を記入

「2 所得金額」⑥ 給与欄 → 9P 給与所得の表から計算

## 公的年金等雑所得

◆令和7年分（令和8年度）源泉徴収票が1枚の方

区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
所得税法第203条の3 第1号・第4号適用分	1,559,085 円	円
所得税法第203条の3 第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3 第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3 第7号適用分		

「1 収入金額等」キ 公的年金等欄 → 源泉徴収票の支払金額を記入

「2 所得金額」⑦ 公的年金等欄 → 9P 雜所得 公的年金等の表から計算

◆源泉徴収票が複数ある方

「1 収入金額等」キ 公的年金等欄 → 源泉徴収票の支払金額の合計金額を記入

「2 所得金額」⑦ 公的年金等欄 → 9P 雜所得 公的年金等の表から計算

## 事業（営業等・農業）所得、不動産所得

※営業等・農業・不動産の所得があった方は、申告書に収支内訳書を添付して提出してください。

裏面 「7 事業・不動産所得に関する事項」にも収入金額と必要経費の合計を記入してください。  
土地の売買は不動産所得ではなく、分離譲渡所得となります。詳細は前橋税務署にお問い合わせください。

「1 収入金額等」ア、イ、ウ欄 → 収入金額を記入

「2 所得金額」 ①、②、③欄 → 所得金額（収入金額－必要経費）を記入

【記入例】

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業等		150,000	50,000	
不動産		100,000	20,000	

## 雑所得（業務・その他）

業務雑所得 原稿料、講演料、シルバー人材センターなどによる所得

その他雑所得 生命保険の年金（個人年金）、暗号資産などの、公的年金等及び業務雑以外のものによる所得

「1 収入金額等」ク、ケ欄 → 収入金額を記入

「2 所得金額」 ⑧、⑨欄 → 所得金額（収入金額－必要経費）を記入

裏面 「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」に内訳を記入

【記入例】

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
業務	シルバー人材センター	300,000	100,000
その他	〇〇生命保険会社	500,000	420,000

## 一時所得

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金があつた方

「1 収入金額等」シ欄 → 収入金額－必要経費－特別控除額（最大50万円）を記入

「2 所得金額」 ⑪欄 → 「1 収入金額等」シ欄×1/2 の額を記入

裏面 10 総合譲渡・一時所得に関する事項に内訳を記入

【記入例】

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合 譲渡	短期					
	長期					
一時		2,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000

※総合譲渡所得があつた方は記入方法が異なるため、市民税課までお問い合わせください。

## 合計金額

⑫ 合計欄には、①～⑥、⑩、⑪の合算額を記入してください。

## 社会保険料控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑬欄 → 社会保険の種類、支払った保険料を記入

【記入例】

社会保険の種類	支払った保険料
源泉徴収票のとおり	654,321
国民年金	150,000
合 計	804,321

「4 所得から差し引かれる金額」⑭欄  
→ 支払った保険料の合計額を記入

## 生命保険料控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑮欄 → 各区分の支払金額の合計を記入

※生命保険料控除証明書に記載してある区分（一般・個人年金・介護医療）誤りにご注意ください。

【記入例】

新生命保険料の計	旧生命保険料の計
54,321	
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	100,000
介護医療保険料の計	
4,000	

「4 所得から差し引かれる金額」⑯欄 → 10P 生命保険料控除から計算して記入

## 地震保険料控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑰欄 → 各区分の支払金額の合計を記入

【記入例】

地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
50,000	25,000

「4 所得から差し引かれる金額」⑱欄 → 10P 地震保険料控除から計算して記入

## 医療費控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑲欄を記入

【記入例】

支払った医療費等	保険金などで補填される金額	医療費実質負担額
150,000	25,000	125,000

※医療費控除の申告には、医療費控除の明細書の添付が必須です。明細書の添付が無い場合、控除の適用ができないことがあります。

「4 所得から差し引かれる金額」⑳欄 → 10P 医療費控除から計算して記入

## 基礎控除

「4 所得から差し引かれる金額」㉑欄 → 12P 基礎控除から該当する金額を記入

## 寡婦控除・ひとり親控除

<input type="checkbox"/> 寡婦控除	<input type="checkbox"/> 生死不明	<input type="checkbox"/> ひとり親
<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 未帰還	控除
<input type="checkbox"/> 離婚		

### ◆寡婦控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑯欄 → 寡婦控除欄と該当事由にチェックを入れる

「4 所得から差し引かれる金額」⑯～⑰欄 → 260,000円を記入

### ◆ひとり親控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑰欄 → ひとり親控除欄にチェックを入れる

「4 所得から差し引かれる金額」⑯～⑰欄 → 300,000円を記入

※寡婦・ひとり親控除は、令和7年12月31日時点で婚姻をしていない方などが対象です。

## 勤労学生控除

<input type="checkbox"/> 勤労学生控除
(学校名)

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑲欄 → 勤労学生控除欄にチェック+学校名を記入

「4 所得から差し引かれる金額」⑲～⑳欄 → 260,000円を記入

## 障害者控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑳欄 → 氏名・フリガナ・障害の程度を記入

【記入例】

1	フリガナ 氏名	マエハシ 知恵 前橋 太郎	障害の 程度	身体 2	級 度
	個人番号	× × × × × × × × × ×			
2	フリガナ 氏名	マエハシ ハナコ 前橋 花子	障害の 程度	精神 1	級 度
	個人番号				

「4 所得から差し引かれる金額」⑲～⑳欄 → 11P 障害者控除から該当区分の金額を記入

## 寄附金（ふるさと納税、条例指定分）

申告書裏面 「14 寄附金に関する事項」に寄附金額の合計を記入

※ふるさと納税の金額は、「都道府県、市区町村分（特例控除対象）」欄に記入してください。

### 14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部部分・都道府県、 市区町村分（特例控除対象以外）	
条例指定分	都道府県
	市区町村

## 配偶者控除・配偶者特別控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑪～⑫欄 → 氏名・フリガナ・生年月日を記入

※配偶者の合計所得金額が58万円を超える場合 → 配偶者の合計所得金額を記入

・給与収入や年金収入がある場合、収入金額ではなく所得金額を記入してください。

・申告者の合計所得金額が1,000万円を超える+配偶者を扶養にする場合は、

「□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」にチェックを入れてください。

「4 所得から差し引かれる金額」⑬～⑭欄 → 11P 配偶者（特別）控除から該当する金額を記入

## 扶養控除・特定親族特別控除

### ◆扶養控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑯・⑰欄

→ 氏名・フリガナ・生年月日を記入+同居（同）・別居（別）のどちらかに○+申告者との続柄を記入+12P 扶養控除から該当する区分の控除額を記入

【記入例】

1	フリガナ 氏名	マエハシ 知か 前橋 太郎	生年月日	明・大(昭) 平・令	60.4.1	(同)・別	続柄	子
						特親	控除額	
	個人番号	× × × × × × × × × ×				○	33万 円	

※16歳未満の扶養親族（年少扶養）は、「16歳未満の扶養親族」欄に記入

「4 所得から差し引かれる金額」⑯欄 → 扶養親族の控除額の合計を記入

### ◆特定親族特別控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」⑯・⑰欄

→ 氏名・フリガナ・生年月日を記入 +同居（同）・別居（別）のどちらかに○ +

申告者との続柄を記入 + 特親欄に○ + 12P 特定親族特別控除から該当する控除額を記入

【記入例】

1	フリガナ 氏名	マエハシ ミドリ 前橋 緑	生年月日	明・大・昭 平・令	17.4.1	(同)・別	続柄	子の子
						特親	控除額	
	個人番号	× × × × × × × × × ×				○	31万 円	

「4 所得から差し引かれる金額」⑰欄 → 特定親族特別控除額の合計を記入

※給与収入金額ではなく所得金額から控除額を記入してください。

扶養親族の場合は、特親欄への○は不要です。

【配偶者（特別）控除・扶養控除・特定親族特別控除 共通事項】

扶養親族が別居の場合、裏面 「12 別居の扶養親族等に関する事項」を記入してください。

## 控除合計

⑯、⑰に各合計額を記入してください。

## 所 得 の 種 類 と 計 算 方 法

所得の種類		計算方法										
事業所得(営業等)	収入金額 — 必要経費											
事業所得(農業)												
不動産所得												
利子所得	収入金額=所得金額(源泉分離課税されるものを除く)											
配当所得	収入金額—株式等の取得に要した負債の利子											
給与所得	下表により給与収入金額から所得金額が計算できます。											
	給与収入金額(A)	給与所得の計算										
	65.1万円未満	0円										
	65.1万円以上~190万円未満	(A) - 65万円										
	190万円以上~360万円未満	(A) ÷ 4 × 2.8 - 8万円										
	360万円以上~660万円未満	(千円未満切捨て) × 3.2 - 44万円										
	660万円以上~850万円未満	(A) × 0.9 - 110万円										
	850万円以上	(A) - 195万円										
公的年金等 雜所得	○所得金額調整控除											
	次の表の①か②に該当する方は、表中「控除額」の計算式に基づき給与所得の金額から控除されます。											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">要件</th> <th style="text-align: center;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①給与収入額が 850万円超</td> <td>本人特別障害 23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり</td> <td>[給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">* 同一生計で合計所得58万円以下であれば他の納税義務者の扶養親族でも可</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②給与所得の金額③と公的年金等雜所得の金額④の合計額が10万円を超える</td> <td></td> <td>③(10万円を超える場合は10万円) +④(10万円を超える場合は10万円) -10万円</td> </tr> </tbody> </table>		要件	控除額	①給与収入額が 850万円超	本人特別障害 23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり	[給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%	* 同一生計で合計所得58万円以下であれば他の納税義務者の扶養親族でも可			②給与所得の金額③と公的年金等雜所得の金額④の合計額が10万円を超える	
要件	控除額											
①給与収入額が 850万円超	本人特別障害 23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり	[給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%										
* 同一生計で合計所得58万円以下であれば他の納税義務者の扶養親族でも可												
②給与所得の金額③と公的年金等雜所得の金額④の合計額が10万円を超える		③(10万円を超える場合は10万円) +④(10万円を超える場合は10万円) -10万円										
収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。												
受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)											
65歳以上の方 ※S36.1.1以前生まれ (1960.1.1以前生まれ)	330万円未満 (A) - 110万円 330万円以上410万円未満 (A) × 75% - 27.5万円 410万円以上770万円未満 (A) × 85% - 68.5万円 770万円以上1,000万円未満 (A) × 95% - 145.5万円 1,000万円以上 (A) - 195.5万円											
65歳未満の方 ※S36.1.2以降生まれ (1960.1.2以降生まれ)	130万円未満 (A) - 60万円 130万円以上410万円未満 (A) × 75% - 27.5万円 410万円以上770万円未満 (A) × 85% - 68.5万円 770万円以上1,000万円未満 (A) × 95% - 145.5万円 1,000万円以上 (A) - 195.5万円											
※公的年金等以外の所得金額が、1,000万円超の場合は上表から所得金額が10万円増額、2,000万円超の場合は20万円増額となります。												
業務雑所得 その他雑所得	収入金額 — 必要経費											
総合 譲渡 所得	短期	収入金額 — 必要経費 — 特別控除(最大50万円)										
	長期	※総合長期譲渡所得と一時所得は、所得の2分の1を総所得に算入します。 ※総合譲渡所得の特別控除は、短期と長期を合わせて最大50万円です。										
一時所得												

上記以外に、山林所得・退職所得・分離課税の譲渡所得(土地・建物・株式等の譲渡所得)・先物取引等に係る雑所得などがあります。

## 所得控除の種類と計算方法

※控除・年齢の要件は12月31日(前年中に配偶者・親族が死亡した場合は、その時点)の現況で判定します。

所得控除の種類	概要・計算方法		
雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①(損失の金額 - 保険等の補てん額) - (総所得金額等の合計 × 10%) ②(損失の金額 - 保険等の補てん額)のうち災害関連支出の金額 - 5万円  ①、②のうちいずれか多い方の金額 = 控除額		
医療費控除	下記(1),(2)どちらか一方のみ適用可能  (1)従来の医療費控除  支払った医療費 - 保険等の補てん額 - (総所得金額等の合計 × 5%と 10万円のいずれか少ない方の金額)  ※限度額 200万円 (2)セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)  対象医薬品の購入額 - 保険等の補てん額 - 12,000円  ※限度額 88,000円		
社会保険料控除	支払額 = 控除額  ※年金から引き落としされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、 介護保険料は、引き落としされている本人の控除になります。		
小規模企業共済等掛金控除	支払額 = 控除額		
生命保険料控除	平成23年12月31日以前に締結した契約(旧契約)と平成24年1月1日以後に 締結した契約(新契約)があります。下表により控除額が計算できます。		
	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	生命保険料控除額
	(1)新契約 ・一般生命 ・個人年金 ・介護医療	1円～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～	支払った保険料の全額 (支払った保険料の合計額) × 1/2 + 6,000円 (支払った保険料の合計額) × 1/4 + 14,000円 28,000円
	(2)旧契約 ・一般生命 ・個人年金	1円～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～	支払った保険料の全額 (支払った保険料の合計額) × 1/2 + 7,500円 (支払った保険料の合計額) × 1/4 + 17,500円 35,000円
	※新契約のみもしくは新旧両契約を合計して申告する場合の限度額は28,000円、旧契約のみの限度額は35,000円です。 ※控除額は、「一般生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」それぞれについて算出し合計した金額になりますが、全体の最高限度額は70,000円です。		
	地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます(最高控除額25,000円)。ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。下表により控除額が計算できます。		
	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	地震保険料控除額
	(1)地震保険料	1円～50,000円 50,001円～	(支払った保険料の合計額) × 1/2 25,000円
	(2)旧長期損害保険料	1円～5,000円 5,001円～15,000円 15,001円～	支払った保険料の全額 (支払った保険料の合計額) × 1/2 + 2,500円 10,000円

所得控除の種類		概要・計算方法																																																														
		配偶者と死別・離婚した後再婚していない、未婚であるもしくは配偶者の生死が不明の場合で下記に該当するとき																																																														
		区分		条件																																																												
寡 ひ 控 と り 婦 親 除	寡婦控除 (女性)	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	控除額 26万円																																																												
		離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる																																																													
勤 労 学 生 控 除	ひとり親控除	死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している*	控除額 30万円																																																												
		離婚																																																														
		未婚																																																														
* 住民票の続柄に「夫(未届)・妻(未届)」と記載されている場合は対象外 ※子は、生計を一にする前年中の総所得金額等が58万円以下(他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている人を除く。)																																																																
		大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下であり、自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき 控除額 26万円																																																														
※申告時には、学校や法人から交付される証明書(学生証など)の提示をお願いします。																																																																
		本人又は同一生計配偶者及び扶養親族が障害者であるとき。																																																														
障 害 者 控 除	対象者	区分		控除額																																																												
		本人	障害者	26万円																																																												
			特別障害者	30万円																																																												
	同一生計配偶者 又は 扶養親族		障害者	26万円																																																												
			特別障害者	30万円																																																												
			同居特別障害者	53万円																																																												
	手帳の種類		特別障害	普通障害																																																												
	身体	1~2級	3~6級																																																													
	精神	1級	2~3級																																																													
	療育・愛護	A1~A3 A重~A中 1~2度	B1~B2 B中~B軽 3~4度																																																													
※申告時には、障害者手帳又は証明書の提示(添付)をお願いします。																																																																
<b>【配偶者控除】</b> 前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)。																																																																
<b>【配偶者特別控除】</b> 前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円を超える133万円以下のとき(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)、段階的に控除が受けられます。																																																																
<b>【控除額】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納稅義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td><td>58万円以下<sup>※1</sup></td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>58万円以下<sup>※2</sup></td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td><td>58万円超95万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>					配偶者の合計所得金額		納稅義務者の合計所得金額					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	58万円以下 <sup>※1</sup>	33万円	22万円	11万円	58万円以下 <sup>※2</sup>	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額		納稅義務者の合計所得金額																																																														
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																												
配偶者控除	58万円以下 <sup>※1</sup>	33万円	22万円	11万円																																																												
	58万円以下 <sup>※2</sup>	38万円	26万円	13万円																																																												
配偶者特別控除	58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																												
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																												
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																												
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																												
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																												
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																												
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																												
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																												
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																												
	133万円超	0円	0円	0円																																																												
※1 配偶者の年齢70歳未満																																																																
※2 配偶者の年齢70歳以上(老人控除対象配偶者)																																																																

所得控除の種類		概要・計算方法				
		生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が58万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)				
		区分		年齢		
扶 養 控 除	一般の扶養親族	16歳～18歳	控除額 33万円			
		23歳～70歳未満				
	特定扶養親族	19歳～22歳	45万円			
	老人扶養親族	70歳以上	38万円			
	同居老親等扶養親族*	70歳以上	45万円			
	年少扶養親族	16歳未満	なし			
* 同居老親等扶養親族…本人又は配偶者の直系尊属で同居している人 ※国外に居住する親族の申告をする場合は、親族関係書類及び送金関係書類が必要になります。						
		生計を一にする19歳～22歳の親族の前年中の合計所得金額が58万円を超える123万円以下のとき(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)、段階的に控除が受けられます。				
		【控除額】				
特 定 親 族 特 別 控 除	親族の合計所得金額 (給与収入のみの場合)	親族の給与収入額		控除額		
	58万円超95万円以下	123万円超160万円以下	45万円			
	95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円			
	100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円			
	105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円			
	110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円			
	115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円			
	120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円			
		納税義務者の合計所得金額に応じて適用される控除				
基 础 控 除	合計所得金額	控除額				
	2,400万円以下	43万円				
	2,400万円超2,450万円以下	29万円				
	2,450万円超2,500万円以下	15万円				
	2,500万円超	適用なし				

### 税額控除の種類と計算方法

※税額控除とは、算出された税額から差し引かれる金額のことと言います。

税額控除の種類		概要・計算方法				
		納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額				
		○合計所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない方の金額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額				
		○合計所得金額が200万円超の場合 ①の金額から②に金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3%、県民税2%に相当する金額) ①下表の控除の種類欄に掲げる控除適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額				
		【人的控除額の差】				
調整控除	控除の種類	金額				
	基礎控除	5万円				
	障害者控除	普通	1万円			
		特別	10万円			
	同居特障	22万円				
	寡婦控除	1万円				
	ひとり親控除	父	1万円			
		母	5万円			
	勤労学生控除	1万円				
		控除の種類				
		金額				
		納税義務者本人の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
		配偶者	一般	5万円		
		控除	老人	4万円		
				2万円		
		扶養	一般	10万円		
		控除	老人	6万円		
				3万円		
		特定	18万円	同居老親等		
				10万円		
				13万円		

税額控除の種類		概要・計算方法																																					
配当控除		総所得金額の中に対象となる配当所得がある場合には、算出所得割額から控除されます。																																					
		課税所得金額				1,000万円以下の部	1,000万円超の部分																																
		種類		市民税	県民税	市民税	県民税																																
		利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																																
		外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																																
		外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																																
住宅借入金等特別控除額		前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受けており、所得税額から住宅借入金等特別控除額が控除しきれない場合は市民税・県民税から控除されます。																																					
		前年分の所得税における住宅借入金等特別控除額	-	住宅借入金等特別控除前の前年分の所得税額	=	住宅借入金等特別控除額	市民税 3/5																																
		ただし、控除額は、平成26年4月から令和3年12月までの入居で特定取得又は特別特定取得に該当する場合(令和4年中の入居で一定期間のうちに契約したものも含む)は、前年分の所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)を限度とし、それ以外の場合は5%(最高97,500円)を限度とします。																																					
寄附金税額控除		次に掲げる寄附金を支出した場合、住民税から金額の一部を控除することができます。 (ア)都道府県・市町村・特別区に対する寄附金(ふるさと納税等) (イ)群馬県共同募金会又は日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金 (ウ)群馬県又は前橋市の条例で定められたもの ※群馬県条例のみに定めている場合、県民税のみ控除対象																																					
		<p><b>【計算方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(ア)の場合は、下記の①+②で算出する。 ※ワンストップ特例制度を適用する場合は、①+②+③で算出する</li> <li>・(イ)、(ウ)の場合は、①により算出する</li> </ul>																																					
		<p>① 基本控除額 (寄附金額-2,000円) × 10% (群馬県条例のみ該当の寄附は4%) ※寄附金額は総所得金額等の30%が上限</p>																																					
		<p>② 特例控除額 ((ア)の寄附金額-2,000円) × 特例控除割合 ※②は市民税・県民税所得割額の20%が上限</p>																																					
		<p>③ 申告特例分の控除額(ワンストップ特例) ②で求めた特例控除額 × 申告特例加算割合</p>																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">課税総所得金額-人の控除差調整額</th> <th style="text-align: left;">所得税限界税率 (復興所得税を含む)</th> <th style="text-align: left;">特例控除割合</th> <th style="text-align: left;">申告特例加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上195万円以下</td> <td>5.105%</td> <td>84.895%</td> <td>5.105/84.895</td> </tr> <tr> <td>195万円超330万円以下</td> <td>10.21%</td> <td>79.79%</td> <td>10.21/79.79</td> </tr> <tr> <td>330万円超695万円以下</td> <td>20.42%</td> <td>69.58%</td> <td>20.42/69.58</td> </tr> <tr> <td>695万円超900万円以下</td> <td>23.483%</td> <td>66.517%</td> <td>23.483/66.517</td> </tr> <tr> <td>900万円超1,800万円以下</td> <td>33.693%</td> <td>56.307%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,800万円超4,000万円以下</td> <td>40.84%</td> <td>49.16%</td> <td>33.693/56.307</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>45.945%</td> <td>44.055%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						課税総所得金額-人の控除差調整額	所得税限界税率 (復興所得税を含む)	特例控除割合	申告特例加算割合	0円以上195万円以下	5.105%	84.895%	5.105/84.895	195万円超330万円以下	10.21%	79.79%	10.21/79.79	330万円超695万円以下	20.42%	69.58%	20.42/69.58	695万円超900万円以下	23.483%	66.517%	23.483/66.517	900万円超1,800万円以下	33.693%	56.307%		1,800万円超4,000万円以下	40.84%	49.16%	33.693/56.307	4,000万円超	45.945%	44.055%	
課税総所得金額-人の控除差調整額	所得税限界税率 (復興所得税を含む)	特例控除割合	申告特例加算割合																																				
0円以上195万円以下	5.105%	84.895%	5.105/84.895																																				
195万円超330万円以下	10.21%	79.79%	10.21/79.79																																				
330万円超695万円以下	20.42%	69.58%	20.42/69.58																																				
695万円超900万円以下	23.483%	66.517%	23.483/66.517																																				
900万円超1,800万円以下	33.693%	56.307%																																					
1,800万円超4,000万円以下	40.84%	49.16%	33.693/56.307																																				
4,000万円超	45.945%	44.055%																																					
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除		前年において、道府県民税配当割又は道府県民税譲渡割を特別徴収された場合において、これらに関する事項を記載して確定申告をしたときは、その配当割額又は譲渡割額を市町村民税・道府県民税の所得割から控除します。																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">市民税</td> <td style="width: 25%;">3/5</td> <td style="width: 25%;">県民税</td> <td style="width: 25%;">2/5</td> </tr> </table>						市民税	3/5	県民税	2/5																												
市民税	3/5	県民税	2/5																																				

※各種所得・所得控除・税額控除は、令和7年12月31日時点で判明している内容です。

## 申告関係書類の請求フォーム

医療費控除の明細書・収支内訳書（控）は、請求フォーム又はお電話での請求ができます。なお、請求してから発送まで1週間程度かかりますので、余裕をもってご請求ください。



## 「収入なし」かつ「控除なし」の方は電子申告が大変便利です！！

令和8年度から、マイナンバーカードを利用した電子申告が可能になりました。

※申告には、複数の暗証番号、メールアドレス等が必要です。



## 郵送での申告提出

「住民税額シミュレーションシステム」ご利用いただくと、ご自身で計算をすることなく、申告書を作成できます。

印刷した申告書は郵送で提出いただけますので、ぜひご活用ください。



## 所得税の確定申告書を提出する方

所得税の確定申告をする方は市民税・県民税の申告は必要ありません。

確定申告は、ご自宅のパソコン・スマホからe-Taxを利用して提出できます。詳しくは前橋税務署にお問い合わせください。

《お問い合わせ》 前橋税務署 電話：027-224-4371

### 市・県民税申告書の提出先・お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市役所 市民税課 電話 027-898-6203

申告期間中とその前後はお問い合わせが集中し、電話がつながりにくくなる場合があります。

### 申告書の郵送先

※必ず切手を貼り付けてご提出ください。

〒371-8601  
前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所市民税課 宛  
(市民税・県民税申告書在中)